

小松北高等学校（夜間制）生徒指導の基本原則

＜授業規律＞

- ・担当教員の指示に従い、45分間の授業に集中する。
- ・授業妨害や迷惑行為はしない。
- ・スマホ・携帯電話使用禁止する。マナーモード等でカバンにしまう。
- ・教室や廊下等での飲食禁止。

＜遅刻・早退の届出＞

- ・登校時に遅刻した場合は、職員室前の「遅刻届」に時間と理由を記入し、職員室または、保健室に提出してから教室に入る。
- ・早退する場合、担任（職員室）に「早退届」を提出し、許可を得る。無断早退は、絶対にしない。

＜怠業行為・怠学行為＞

- ・学校を欠席・遅刻する場合は、保護者から学校に必ず連絡を入れる。無断欠席はしない。

＜アルバイト・就業について＞

- ・アルバイト等をする場合は、「アルバイト申請書」を担任に提出する。
職種や時間帯によっては許可されない場合もある。
- ・無断アルバイトは認めない。
- ・学校生活に慣れ、学業に支障がないことがアルバイトを行う前提となる。

＜運転免許等について＞

- ・自動車学校への通学を理由にした欠席や遅刻・早退は認めない。ただし、卒業検定や運転免許センターでの検定試験は特別の事情として認めるが（欠席扱い）、事前に担任まで必ず申し出る。
- ・自動車・バイクでの通学を希望する生徒は生徒指導課に「特殊通学許可願」を提出し、「許可証」を得、付記された許可条件を遵守する。車両は指定された場所に駐車する。
- ・登下校時に友人を自分の自動車（自動二輪等を含む）に同乗させない。違反した場合は厳重注意、改善されない場合は、特別指導とする。

＜服装等＞

- ・特に規定はない。社会的常識ある容姿（頭髪）を薦める。
(あまりにも過激な容姿は認めない。)

- ・他校の制服は認めない。
- ・ゲタ履きやサンダル履きは、認めない。
- ・露出度の高い服装はしない。

<スマホ・携帯等>

- ・授業中の使用は厳禁。S T時も同様。授業開始のベルが鳴ったら速やかに片付ける。机の上にも置かない。
- ・他人の動画や写真を許可なくインターネット上に載せない。
- ・スマホ依存やネットトラブルに巻き込まれないよう注意する。

<下校時間>

- ・夜間制の生徒は21時30分までに下校する。
- ・原則として、夜間制の生徒は昼間制の生徒の授業時間帯（～15：00）に学校内に入ってはならない。

<部外者の来校>

- ・文化祭等、学校行事時に限らず、通常、在校生の友人等、部外者が学校内に入ってくることは認めない。退学者も同様とする。
- ・卒業生は手続きを経ての来校は認める。年度末の離任式への当該学年の卒業生の参加も同様とする。

<飲酒・喫煙>

- ・成人においても、学校敷地内や付近での飲酒・喫煙はしない。
- ・未成年の飲酒・喫煙は、校外においてもしない。
- ・校内への酒類・喫煙具（タバコ含む）の持ち込みは禁止する。